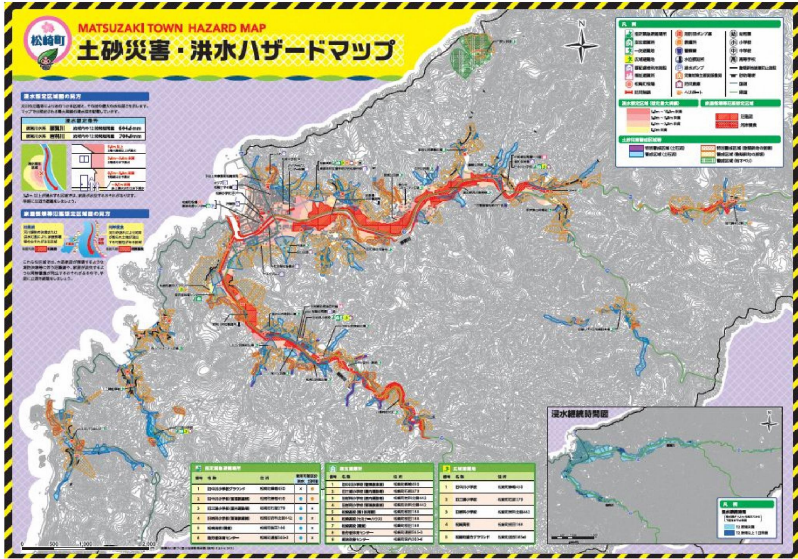
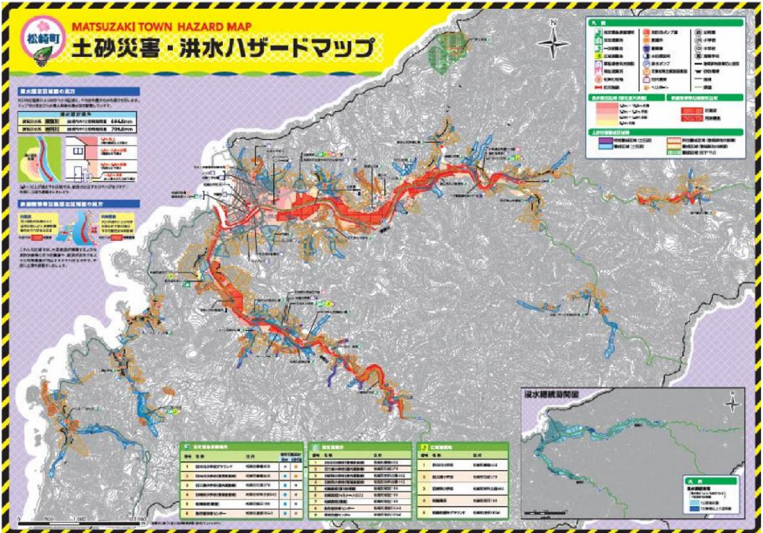


原案（第4回流域委員会資料）	修正原案（第5回流域委員会資料）	備考
第2 那賀川流域の現状と課題 1. 治水に関する現状と課題 （1）洪水対策 現況河道は、基準地点の伏倉橋（2.04k）において、年超過確率 1/5 程度の流下能力であるが、多くの区間で年超過確立 1/5 を下回っている。 那賀川流域では、過去に家屋浸水被害が発生しているが、那賀川本川からの越水や溢水は確認されていない。近年、家屋浸水被害があった、平成 17 年、平成 20 年、平成 21 年の被害について、松崎町へのヒアリング等を踏まえた分析の結果、排水路の排水不良による内水氾濫が浸水の主たる浸水要因であると推測されている。また、逆流防止施設が未設置の箇所も確認されており、河川水位上昇時に河川水が逆流して浸水している可能性があるなど、静岡県と松崎町が連携した浸水被害軽減の取組が重要である。 また、那賀川水系では、令和 2 年 10 月に「土砂災害・洪水ハザードマップ」が策定・公表されている。近年、気候変動の影響により全国的に水災害が激甚化・頻発化している状況なども踏まえて、流域住民の風水害、土砂災害に対する防災意識の向上についても引き続き、取り組んでいく必要がある。  図 2-1 松崎町 土砂災害・洪水ハザードマップ	第2 那賀川流域の現状と課題 1. 治水に関する現状と課題 （1）洪水対策 現況河道は、基準地点の伏倉橋（2.04k）で年超過確率 1/5 程度の流下能力を有している一方で、多くの区間で年超過確率 1/5 を下回っているが、近年に発生した家屋浸水被害については、那賀川本川からの越水や溢水は確認されていない。平成 17 年、平成 20 年、平成 21 年の被害について、松崎町へのヒアリング等を踏まえた分析の結果、排水路の排水不良による内水氾濫が浸水の主たる浸水要因であると推測されている。なお、逆流防止施設が未設置の箇所も確認されており、河川水位上昇時に河川水が逆流して浸水している可能性があるなど、静岡県と松崎町が連携した浸水被害軽減の取組が重要である。 さらに、山地を多く抱える那賀川流域では、土砂災害防止法の特別警戒区域及び警戒区域に指定されている地区があり、洪水時に上流からの土砂や流木の流出によって河道が閉塞し、氾濫の原因となるおそれがある。 また、那賀川水系では、令和 2 年 10 月に「土砂災害・洪水ハザードマップ」が策定・公表されている。近年、気候変動の影響により全国的に水災害が激甚化・頻発化している状況なども踏まえて、流域住民の風水害、土砂災害に対する防災意識の向上についても引き続き、取り組んでいく必要がある。  図 2-1 松崎町 土砂災害・洪水ハザードマップ	

原案（第４回流域委員会資料）	修正原案（第５回流域委員会資料）	備考
6. 河川環境の整備と保全に関する目標 河川環境の整備と保全に関しては、地域住民との連携によって自然環境、地域特性、景観、観光、水辺空間等の様々な視点から治水・利水面との調和を図る必要がある。那賀川水系では多様な動植物の生息・生育環境が形成されている。また、河口部周辺の汽水域に繁茂する、カワノリを採取する光景は冬の風物詩になっている。 そのため、河川整備にあたっては、このような多様な動植物が生息・生育している那賀川の自然環境を踏まえ、河川における上下流の連続性の確保やカワノリが生育できる浅場の保全などに対して最大限に配慮し、河川が有する自然の営力を活用して河川本来の多様な動植物が生息・生育している水辺環境の保全を図る。 在来種への影響が懸念される特定外来生物については、学識者や関係機関と連携し、外来生物被害予防３原則(入れない・捨てない・拡げない)の普及に努める。 また、水質については、引き続き定期的な水質調査結果等により、現況把握を行い、良好な状態の維持に努める。 7. 河川と地域との関わりに関する目標 河川と地域との関わりについては、松崎町の歴史や風土、自然との調和を図りつつ、河川環境や防災に関する情報を地域住民等と幅広く共有し、河川愛護の精神がさらに広がり、那賀川と人との良好な関係を継続するため、引き続き松崎町や地域住民等との良好な関係構築に努める。 また、汽水域におけるカワノリの採取、鮎釣りなどの四季折々の風物詩、昔ながらの佇まいを残す温泉やなまこ壁などの歴史ある町並み等と調和した水辺空間等、那賀川ならではの歴史・風土と地域資源を活かしながら、流域住民や関係機関等と連携し、住む人にも訪れる人にも美しく魅力ある水辺づくりを目指す。	5. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持に関しては、引き続き河川の流況の把握に努め、農業用水などの既存の水利用や動植物の生息・生育環境、景観などに配慮しつつ、松崎町や地域住民と連携して家庭等の汚濁負荷量の一層の削減を目指す。 また、河川に関わる森林などの多面的機能の保全についても関係機関と連携した取組を促進して、健全な水循環系の維持を目指す。 6. 河川環境の整備と保全に関する目標 河川環境の整備と保全に関しては、地域住民との連携によって自然環境、地域特性、景観、観光、水辺空間等の様々な視点から治水・利水面との調和を図る必要がある。那賀川水系では多様な動植物の生息・生育環境が形成されている。また、河口部周辺の汽水域に繁茂する、カワノリを採取する光景は冬の風物詩になっている。 そのため、河川整備にあたっては、このような多様な動植物が生息・生育している那賀川の自然環境を踏まえ、河川における上下流の連続性の確保やカワノリが生育できる浅場の保全などに対して最大限に配慮し、河川が有する自然の営力を活用して河川本来の多様な動植物が生息・生育している水辺環境の保全、創出を図る。 在来種への影響が懸念される特定外来生物については、学識者や関係機関と連携し、外来生物被害予防３原則(入れない・捨てない・拡げない)の普及に努める。 また、水質については、引き続き定期的な水質調査結果等により、現況把握を行い、良好な状態の維持に努める。 7. 河川と地域との関わりに関する目標 河川と地域との関わりについては、松崎町の歴史や風土、自然との調和を図りつつ、河川環境や防災に関する情報を地域住民等と幅広く共有し、河川愛護の精神がさらに広がり、那賀川と人との良好な関係を継続するため、引き続き松崎町や地域住民等との良好な関係構築に努める。 また、汽水域におけるカワノリの採取、鮎釣りなどの四季折々の風物詩、昔ながらの佇まいを残す温泉やなまこ壁などの歴史ある町並み等と調和した水辺空間等、那賀川ならではの歴史・風土と地域資源を活かしながら、流域住民や関係機関等と連携し、住む人にも訪れる人にも美しく魅力ある水辺づくりを目指す。	

原案（第４回流域委員会資料）	修正原案（第５回流域委員会資料）	備考
（４） その他の河川工事の概要 近年発生している家屋浸水被害は、内水氾濫に起因するものであることから、内水対策を行う松崎町や関係機関と連携して対策を検討し、浸水被害の軽減を図る。その他、河川における過去の浸水被害の発生状況や上下流とのバランス、地域住民との連携などを総合的に考慮し、必要に応じて堤防や護岸等、局所的な対策を実施する。 ２． 河川の維持の目的、種類及び施工の場所 （１） 河川の維持の目的 河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の持つ多面的機能が十分に発揮できるよう、適正なパトロールの実施等により点検し、松崎町や地域住民等と連携を図りながら、適切な維持管理を行う。 （２） 河川の維持の種類 １） 堤防及び護岸等の維持管理 堤防や護岸等の河川管理施設を適切に維持するため、定期的または出水後及び地震発生後の調査により、護岸の崩れ、亀裂等による治水機能低下や河床の深掘れ状況等について現地を確認し、異常が認められた場合には、迅速かつ適切な対応、復旧に努める。 ２） 河道内堆積土砂及び植生等の維持管理 河道内の堆積土砂、植生については、それらが河川生態系の良好な生息環境となっている反面、著しい堆積、繁茂は流下能力の阻害となることから環境に配慮しながら排除等、適切に対応する。 また、河川における草刈等については、リバーフレンドシップ制度を活用し、流域各所で住民により実施されている清掃・除草活動等の河川美化活動の支援を推進する。 ３） 水門等河川工作物の維持管理 新たに整備する津波対策水門については、常に施設の機能が十分に発揮されるよう、平常時より、施設の長寿命化を踏まえた定期的な点検等を確実に行之、施設の特性に合わせた維持管理を継続的に実施する。河川管理施設の経年劣化による機能低下に対しては、異常を早期に把握し、修繕や機器更新等を適切に行っていく。	（４） その他の河川工事の概要 近年発生している家屋浸水被害は、内水氾濫に起因するものであることから、内水対策を行う松崎町や関係機関と連携して対策を検討し、浸水被害の軽減を図る。その他、河川における過去の浸水被害の発生状況や上下流とのバランス、地域住民との連携などを総合的に考慮し、必要に応じて堤防や護岸等、局所的な対策を実施する。 ２． 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 （１） 河川の維持の目的 河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の持つ多面的機能が十分に発揮できるよう、適正なパトロールの実施等により点検し、松崎町や地域住民等と連携を図りながら、適切な維持管理を行う。 （２） 河川の維持の種類 １） 堤防及び護岸等の維持管理 堤防や護岸等の河川管理施設を適切に維持するため、定期的または出水後及び地震発生後の調査により、護岸の崩れ、亀裂等による治水機能低下や河床の深掘れ状況等について現地を確認し、異常が認められた場合には、迅速かつ適切な対応、復旧に努める。 ２） 河道内堆積土砂及び植生等の維持管理 河道内の堆積土砂、植生については、それらが河川生態系の良好な生息環境となっている反面、著しい堆積、繁茂は流下能力の阻害となることから環境に配慮しながら排除等、適切に対応する。 また、河川における草刈等については、リバーフレンドシップ制度を活用し、流域各所で住民により実施されている清掃・除草活動等の河川美化活動の支援を推進する。 ３） 水門等河川工作物の維持管理 新たに整備する津波対策水門については、常に施設の機能が十分に発揮されるよう、平常時より、施設の長寿命化を踏まえた定期的な点検等を確実に行之、施設の特性に合わせた維持管理を継続的に実施する。河川管理施設の経年劣化による機能低下に対しては、異常を早期に把握し、修繕や機器更新等を適切に行っていく。 また、河川占用許可工作物についても、特にゲートを備えた樋門、樋管などの出水時に操作を伴う施設は、管理者に対して平常時の定期的な点検の確実な実施を求め、出水時には操作ルールに基づいた適切な運用が図られるよう指導し、河川管理上の支障が認められる場合は、各施設の許可基準に基づいた適正な維持管理を求める。	

原案（第４回流域委員会資料）	修正原案（第５回流域委員会資料）	備考
４）水量・水質の監視等 水量については、引き続き河川における流況等の把握に努め、関係機関や流域住民と連携し、治水、利水、環境の調和した適正な河川利用を図る。 水質については、現在環境基準の類型指定はされていないものの、BOD 値は約 0.5～1.5mg/l で推移しており、概ね環境基準の A 類型相当である。良好な水質が保たれていることから、この状況が維持又は向上されるよう、松崎町による合併処理浄化槽の普及や汚濁の防止に関する啓発活動などについて関係機関と連携して取り組む。 ５）河川環境の整備と保全 那賀川水系では希少種が確認されており、こうした動植物の生息・生育する自然環境を那賀川らしい地域の財産の一つとして、関係する流域住民や行政が共通の認識をもって、河川に多くの人々が目を向け関心を寄せていくよう、流域内で連携を図りながら那賀川水系の河川環境の保全を図っていく。 今後、落差工などの横断構造物の改築や更新等に当たっては、地域住民等の意見を伺いながら河口から中流域において、魚類等の河川上下流への移動に配慮した魚道等を設置するよう検討する。また、那賀川らしさを特徴づける河口部周辺の汽水域においては、カワノリが生育できる浅場の保全を図るため、河川整備による影響を極力抑えるための措置について、特に配慮する。 河川占用工作物の管理者が行う堰等の施設の改築や維持工事においても適切な環境対策が図られるよう、実施者に積極的な情報提供や必要な連携を行う。 在来種への影響が懸念される特定外来生物については、関係機関や学識者と連携し、外来生物被害予防３原則（入れない・捨てない・拡げない）の普及に努める。	４）水量・水質の監視等 水量については、引き続き河川における流況等の把握に努め、関係機関や流域住民と連携し、治水、利水、環境の調和した適正な河川利用を図る。 水質については、現在環境基準の類型指定はされていないものの、BOD 値は約 0.5～1.5mg/l で推移しており、概ね環境基準の A 類型相当である。良好な水質が保たれていることから、この状況が維持又は向上されるよう、松崎町による合併処理浄化槽の普及や汚濁の防止に関する啓発活動などについて関係機関と連携して取り組む。 ５）河川環境の整備と保全 那賀川水系では希少種が確認されており、こうした動植物の生息・生育する自然環境を那賀川らしい地域の財産の一つとして、関係する流域住民や行政が共通の認識をもって、河川に多くの人々が目を向け関心を寄せていくよう、流域内で連携を図りながら那賀川水系の河川環境の保全、創出を図っていく。 今後、落差工などの横断構造物の改築や更新等に当たっては、地域住民等の意見を伺いながら河口から中流域において、魚類等の河川上下流への移動に配慮した魚道等を設置するよう検討する。また、那賀川らしさを特徴づける河口部周辺の汽水域においては、カワノリが生育できる浅場の保全、創出を図るため、河川整備による影響を極力抑えるための措置について、特に配慮する。 河川占用工作物の管理者が行う堰等の施設の改築や維持工事においても適切な環境対策が図られるよう、実施者に積極的な情報提供や必要な連携を行う。 在来種への影響が懸念される特定外来生物については、関係機関や学識者と連携し、外来生物被害予防３原則（入れない・捨てない・拡げない）の普及に努める。	

原案（第４回流域委員会資料）	修正原案（第５回流域委員会資料）	備考
候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域全体に関わるあらゆる関係者が協働し、流域全体で行う「流域治水」への転換が求められている。 那賀川流域においては、水防法に基づく賀茂地域大規模氾濫減災協議会を活用し、松崎町や関係機関と流域治水を計画的に推進するための取組を進めており、協議会において「氾濫をできるだけ防ぐための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減・早期復旧・復興のための対策」として具体的な施策を検討し、洪水に備える総合的かつ多層的な取組を推進する。 ３）ハザードマップ活用 松崎町と連携して、ハザードマップの積極的な活用を住民に促し、施設能力を上回る洪水が発生した場合でも住民の適切な避難行動により人的被害をなくすように、当該流域の浸水被害の特性を踏まえた、避難体制の構築や危機管理体制の強化を松崎町に働きかけていく。 ４）流域住民との連携、地域活動への支援 河川に関する様々な情報を幅広く提供して流域住民の河川に対する意識向上を図るとともに、リバーフレンド活動を通じて、地域住民の治水対策や河川環境の保全についての理解や関心を高めていく。また、地域防災力の向上も視野に、河川の上中下流の住民や関係者が連携する取組、流域住民の主体的な川づくり活動を支援していく。 （３）流域の適正管理に関する取組 無秩序な開発等に伴う流出量増加による災害の発生を防ぐため、森林法等の各種法定等を所管する関係機関と連携し、土地利用事業等の適正化に関する指導を行うとともに、保水・遊水機能を有する森林や農地の保全に関する働きかけや情報共有等を行う。	候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域全体に関わるあらゆる関係者が協働し、流域全体で行う「流域治水」への転換が求められている。 那賀川流域においては、水防法に基づく賀茂地域大規模氾濫減災協議会を活用し、松崎町や関係機関と流域治水を計画的に推進するための取組を進めており、協議会において「氾濫をできるだけ防ぐための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減・早期復旧・復興のための対策」として具体的な施策を検討し、洪水に備える総合的かつ多層的な取組を推進する。 ３）ハザードマップ活用 松崎町と連携して、ハザードマップの積極的な活用を住民に促し、施設能力を上回る洪水が発生した場合でも住民の適切な避難行動により人的被害をなくすように、当該流域の浸水被害の特性を踏まえた、避難体制の構築や危機管理体制の強化を松崎町に働きかけていく。 ４）流域住民との連携、地域活動への支援 河川に関する様々な情報を幅広く提供して流域住民の河川に対する意識向上を図るとともに、リバーフレンド活動を通じて、地域住民の治水対策や河川環境の保全についての理解や関心を高めていく。また、地域防災力の向上も視野に、河川の上中下流の住民や関係者が連携する取組、流域住民の主体的な川づくり活動を支援していく。 ５）流域の適正管理に関する取組 無秩序な開発等に伴う流出量増加による災害の発生を防ぐため、森林法等の各種法定等を所管する関係機関と連携し、土地利用事業等の適正化に関する指導を行うとともに、保水・遊水機能を有する森林や農地の保全に関する働きかけや情報共有等を行う。 河道閉塞による氾濫の原因となる土砂・流木の流出を防ぐため、砂防事業や治山事業等による土砂流出防止対策とも調整・連携する。	